

平成31年第1回定例会
新冠町議会会議録
第1日（平成31年 3月 6日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3			諸般の報告
日程第 4			行政報告（町長・教育長）
日程第 5	同意第	1号	新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6	報告第	1号	例月出納検査等の結果報告について
日程第 7	報告第	2号	専決処分について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）
日程第 8	議案第	1号	新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第	2号	新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第	3号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第	4号	新冠町健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例の制定について
日程第12	議案第	5号	平成30年度新冠町一般会計補正予算
日程第13	議案第	6号	平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
日程第14	議案第	7号	平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第15	議案第	8号	平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第16	議案第	9号	平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
日程第17	発委第	1号	新冠町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

「閉議宣告」

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	中村 義弘 君
教育 長	山本 政嗣 君
総務課 長	坂本 隆二 君
企画課 長	原田 和人 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
会計管理者	田村 一晃 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム 所長	山谷 貴 君
牧野 所 長	堤 秀文 君
総務課総括主幹	佐々木 京 君
企画課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
保健福祉課総括主幹	新宮 信幸 君
税務課総括主幹	今村 力 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
建設水道課総括主幹	寺西 訓 君
建設水道課総括主幹	磯野 貴弘 君
特別養護老人ホーム総括主幹	坂元 一馬 君
管理課 長	工藤 匡 君
社会教育課 長	湊 昌行 君
管理課総括主幹	小久保 卓 君
社会教育課総括主幹	谷 藤 聡 君

社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長
代表 監 査 委 員

伊 藤 美 幸 君
本 間 浩 之 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 係 長

佐 渡 健 能 君
浜 口 雅 史 君

(開会 10時05分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成31年第1回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 堤 俊昭 議員、9番 秋山 三津男 議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月15日までの10日間とすることに決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、3月8日から11日までの4日間及び3月13日の1日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、3月8日から11日までの4日間及び3月13日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、広域連合並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況、説明員の報告については、お手元に配布したとおりですので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、平成31年第1回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多様な中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、平成30年第4回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに、JR日高線に係る取組等について、ご報告申し上げます。JR日高線に係る3案の交通モードについて、町長会議において協議を重ねてございますが、昨年11月には案の1つであります全線復旧を断念し、各町それぞれ議会と調整を踏まえた中で12月以降、月1回町長会議を開催してまいりましたが、浦河町1町のみが町長会議の判断について了承が得られず、全線復旧を堅持するべきとのこととございました。去る2月26日の会議では、日高線に対するJR北海道の考え方について、綿貫常務と4項目にわたって改めて確認をさせていただいており、その概要を申し上げますと、1点目、護岸整備対策については、具体的な修復の範囲、費用負担等について道庁と協議を重ね対応していくこと。2点目、日高線は鉄道より他の交通手段が適している赤線区としているが、路線を維持する黄色線区に変更する考えはないこと。3点目、JR北海道と各町が個別協議に入ることとはバス転換ありきということではなく、協議を重ねた中で交通モードを判断することで構わないこと。4点目、仮にバス転換となった場合、JR北海道が責任を持って対応していくこと。以上の考え方が示されたところでございます。JR北海道の方からは、個別協議に入ることとはバス転換を認めた形にはならないとの見解が示されたところでもあり、仮にバス転換となった場合の運行体系、利便性、JR北海道の支援策などをしっかり検証しながら交通モードの判断を進めていくことがベターであるとの共通認識のもと、交通モードの絞り込みは一旦保留の形となりますが、管内各町が個別協議に入ることとしたものでございます。これまで町長会議の議論の中で鉄路復旧は現実的に無理があるとのことで、交通モードを3案から2案に絞り込みを進めてきたところでございますが、管内各町の一致した考えとならなく、日高線の問題は管内連携した中で7町の合意を得ながら一体的となって進めるべき事案でございますことから、個別協議を始めることとした訳でございます。協議の進展により交通モードの絞り込みを行なってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。個別協議の進め方といたしましては、管内一体的なバス路線体系について担当課長会議において協議を重ね、町長会議で諮っていく形とし、ある程度固まった後に各町における個々の課題等についてJR側と協議に入ることとしており、協議検討におきましてはスピード感を持って対応することとしてございます。次に、護岸対策についてでございますが、今回改めてJR北海道の綿貫常務に護岸整備に対する考え方も確認しておりますし、道としても責任を持って対応していきたいとのことでございますが、鉄路復旧を前提とした護岸と、普通護岸とは整備方法が異なり、方向性が定まらない限り抜本的

な対策に着手できないといったことがございまして、町といたしましては、長引くことにより被害拡大の恐れもあり、早期な対策を要望しているところでございますので、道との情報共有に努めてまいるほか、町長会議でも対策について意見を述べてまいりたいと考えているところでございます。最後になりますが、日高町において沙流川橋梁が胆振東部地震の被災を受けたことにより、鶴川・富川間を仮に運行する場合の維持費用等の試算をJR北海道に求めていたところで、町長会議で試算費用の説明があり、鶴川・富川間の年間維持費は2億1000万円で、地元負担は1億7000万円、JR側は4000万円の負担、また、富川駅の初期設備整備費は1億円で全額地元負担となるなどの報告があったところでございます。

次に、国保診療所の常勤医師の退職及び新たな医師の就任につきまして、ご報告申し上げます。現在、国保診療所の診療体制は、昨年4月1日から常勤医師内科3名体制を維持し、そのほか出張医師による平日、週末の派遣応援をいただきながら、内科・小児科・外科・整形外科の4診療科について外来診療を対応しており、さらに同年8月1日からは入院病床及び休日夜間における救急外来患者さんの受入れを再開し、当町における医療提供サービスの充実強化がなされたところでございます。そのような状況下におきまして、この度西森医師が一身上の都合により本年3月末をもって退職されることになりました。西森医師は昨年4月に着任され、わずか1年間の勤務となりますが、入院病床再開準備から現在の診療所安定運営の基礎を築いていただき、診療所運営上の業務改革にも多く着手されるなど凝縮された1年間の勤務内容であったと思われ、今後のさらなる手腕に期待を寄せていたところでありますので、誠に残念ではありますが退任にあたりまして心から深く感謝を申し上げる次第であります。なお、西森医師の後任につきましては、地域医療に関心が高く、率先して地域医療の推進に取り組んでいただける医師の招聘について努力を続けてまいりましたが、この度本年4月1日から国保診療所に勤務いただけることになりました医師をご報告申し上げます。常勤医師として新たに就任いただく医師は、斉ノ内二郎医師であります。先生の国保診療所における診療科目は外科・整形外科であります。斉ノ内先生は、新冠町は軽種馬をはじめとする第一次産業構造の町であり、地域性から高齢化率の向上は避けられず、今後外科及び整形外科の需要は高まる地域であることが見込まれるため、自身が医師としてその手助けをしたいと強い意欲を示されてございます。さらに数々の医療資格を取得されており、豊富な職歴と実務経験を有し、患者さん優先主義のお考えが強く、患者さん一人一人を大切にいただける医師であると確信しており、新冠町にとりまして適任な医師が国保診療所にさらに加わることとなります。町内唯一の一次医療圏における医療機関として、町民の安心安全や健康保持のため、入院病床及び休日夜間における救急外来患者さんの受入体制のさらなる強化のためにも必要度が高いと判断し、外科・整形外科医師の採用を決定したところでございます。なお、現在出張応援医師により対応していただいております風間整形外科医師の毎週金曜日午前中の診療は、これまで同様続けさせていただきますので、是非とも併せてご利用いただきたいと思います。これ

からも国保診療所職員が一丸となり、良質な医療を提供し、信頼される診療所運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、農業支援員の新規就農につきまして、ご報告させていただきます。当町では、農業の担い手づくりと地域活動を支える人材を確保することを目的に、新冠町農協や農業委員会、農業改良普及センター、農業共済組合で構成する新冠町地域担い手育成総合支援協議会を組織し、新規就農対策事業を推進してございます。具体的な施策といたしまして、平成20年度に就農施設等整備費補助金制度を設け、農業資産の取得に対する支援をはじめ、平成23年度からは地域おこし協力隊・農業支援員制度を運用し、研修先となる受入農家の協力をいただきながら農業生産に係る技術の取得と経営ノウハウを学び、担い手としての資質向上を目的とする人材育成を進め、ハードとソフトの両面から事業の充実を図ってきたところでございます。今般、平成28年6月から農業支援員として研修を積まれてきた方が昨年12月に支援員を卒業し、本年1月から酪農家として新規就農をされてございます。新たに就農されたのは、千葉県から当町に移住された小野暢茂さんとそのご家族で、就農地は泉地区でございます。現在は研修等を通じ、お世話になりました農家の皆様や泉自治会の皆様方の協力をいただきながら、精力的に生産活動に取り組まれていると聞いてございます。農業者としての第一歩を進めたばかりではございますが、当町農業を牽引するリーダーとして成長されることを切に期待するところでございます。新規就農制度を創設して以降、当町に移住・定住し、独立就農されたご家族は14世帯37名となり、担い手の確保や人口増加対策として一定の成果があったものと存じますが、今後も農業者人口の減少が見込まれておりますので、関係団体との連携を深めながら新規就農対策に努めてまいりたいと存じます。

次に、福祉灯油支給事業の実施結果について申し上げます。昨年からの灯油価格の高騰が続き、暖房用灯油の需要期に入りましても高値水準が継続していることから、日常生活への影響を特に大きく受ける高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等で町民税が非課税の低所得者の方を対象に1万円分の灯油券を支給することにより、経済的な負担軽減等を行ったところでございます。支給申請の受け付けにつきましては、平成31年1月15日から2月15日までの1ヶ月間とし、町政事務委託文書によるチラシの全戸配布や公共施設等へのポスターの掲示のほか、民生委員・児童委員や居宅支援事業所のケアマネージャー等へも地域住民に対する制度の周知や助言等の協力依頼を行ったところでございます。結果、前回実施した平成26年度とほぼ同数の385世帯から申請があり、町民税課税世帯等の支給対象外世帯を除く336世帯に、あったか灯油券として交付し、3月31日まで町内の灯油取扱店で使用できることとしております。支給世帯の内訳でございますが、高齢者世帯が290件、障がい者世帯が19件、ひとり親世帯が27件となっております。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、承認案件1件、一般議案4件、平成30年度各会計補正予算5件、平成31年度各会計予算7件を提案することとしております。それぞれ、提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも

提案通りご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長からの行政報告を行います。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、平成30年第4回定例会以降の教育行政に関わって、ご報告を申し上げます。

はじめに、学校運営協議会制度についてでございます。平成32年度から導入されます学習指導要領に新たに創設されました前文には、教育基本法に基づく教育の目的・目標が掲げられるとともに、社会との連携及び協働による社会に開かれた教育課程の実現が説かれておりますが、これを実現するためにはよりよい学校教育を通して、よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、双方が密接な連携を進めるとともに、協働体制の構築を図ることが必要と言われております。学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールは、地域とともにある学校づくりを目指した制度でありまして、これからの時代を生きる子供たちのためという目標を学校と社会が共有し、社会総がかりで子ども達を育てる体制を作るためのものであり、まさしく社会に開かれた教育課程の実現に向けた教育環境整備の有効な取り組みであります。当町では、次年度からの導入を目指し、本年度において精力的に準備を進めてきておりまして、本年1月、2月には、導入に向けた最終段階としての位置付けで、研修会と視察研修を行ったところでございます。当町における学校運営協議会は、現在の学校評議員会を発展的に移行し、各校に設置するほか、当町独自の取り組みといたしまして、地域全体で幼少中の各教育課程を支援する体制を構築するため、コミュニティ・スクール推進委員会を組織し、幼児・義務教育期間12年間を見据えた支援体制づくりを推進してまいりたいと考えております。なお、3月中には当町の学校運営協議会制度導入に関してのアクションプランを作成いたしまして、町民の皆さんに周知することとしておりますので、次年度からの導入について特段のご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成31年度の認定こども園ド・レ・ミの入園希望の状況について、ご報告申し上げます。平成31年度の入園希望者数は全体で164名でございます。入園定員数は条例で定めておりますけれども、例年職員数や面積基準に応じ条例定員を超える受け入れを実施してまいっておりますけれども、次年度においては既に2歳児の定員24名のところ31名の入園希望があり、現状の保育室の面積では受け入れができない状況でございます。町全体で、子育てしやすい町づくりを進める上で、待機児童が発生しないための方策について町長部局と協議を重ねてまいった結果、面積基準を確保した上で2歳児の入園希望に応えるため、単年度に限り子育て支援センターと2歳児の保育室を入れ替え、受け入れ対応を進める方針といたしました。このことにより、子育て支援センターの利用者にはご不便やご迷惑をお掛けすることになりますけれども、サービスの維持向上が図られますよう職員の連携体制を整えながら対応してまいりますので、特段のご理解を賜りますようお願い

いを申し上げます。なお、本定例会において、この対応に伴う環境整備に係る補正予算を計上させていただいておりますので、併せてご理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、平成30年度に実施いたしました全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、ご報告いたします。本調査は、例年同様、小学5年生、中学2年生を対象に実技8種目に加え、児童生徒に対する質問紙調査、学校及び教育委員会に対する質問紙調査の内容により4月から7月末までの期間で行ってございます。なお、調査結果につきましては本年1月17日付けで文部科学省から教育委員会、各小中学校へ通知されておりました、期間が間もないことから、現在、詳細な分析、対策に関する協議を行っている最中でもありまして、概略のみの報告とさせていただきますことをご了承願います。まず、実技調査の結果についてでございます。実技調査における8種目の総体を示す体力合計点については、小中学校とも、男子が全国平均と同様、女子が全国平均よりやや高いという結果でありました。今回の体力調査で特徴的に見られましたのは、昨年に引き続き、AからEの5段階で評価する総合評価において、下位層でありますD群、E群の人数が少なく、これまでの継続的な取組みが効果を上げていることが伺われます。また、小学校の質問紙調査において、運動部やスポーツクラブ以外で運動することがよくあると回答した児童の割合が男女ともに全国を上回り、中学生においては中学校卒業後自主的に運動したいと思うと回答した生徒の割合が男女ともに全国を上回っております。このことから、小学生、中学生ともに、スポーツの日常化が定着化している結果が見受けられるほか、学校質問紙においても全ての学校で体育授業の目標を児童生徒に示す活動や、校内における指導方法の工夫・改善についての検討機会を設定するなどの取組みを積極的に取り入れていることが確認できております。一方で、実技において、小中学校ともに50メートル走が全国・全道平均より低く、また、中学校男子においては20メートルシャトルランが全国・全道平均より低い結果であったほか、小学生の質問調査においては体力・運動能力に自信がないとの回答割合が高く、走力や持久力、運動能力の向上への意識に課題が見受けられる結果となっております。以上のような結果を含め、今後更に詳細な分析を加えた上で体力向上委員会の機能を活用し、有効な対応策について協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、新冠中学校卒業生の進路希望状況について申し上げます。別紙資料にありますように、総生徒数44名中、進学が43名、進路相談継続者が1名の状況となっております。進学の内訳では、静内高等学校が27名、静内農業高等学校が6名、私立高校の単願が3名、管外の公立高校が7名の出願状況となっております。この内3月1日現在で4名の合格が内定しております。本年度の特徴といたしまして、管外の公立校を目指す生徒の多さが伺えます。なお、3月5日、6日に公立高校の学力検査・面接試験が行われておりました、合格発表は3月18日の予定となっておりますのでご報告を申し上げます。

以上で、教育行政報告といたします。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第 5 同意第 1 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第 5 同意第 1 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第 1 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。植田道治氏は、平成 31 年 5 月 8 日付けをもって任期満了となりますことから、下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。鹿野氏は、昭和 47 年より 39 年間新冠町職員として奉職され、その間平成 20 年から 3 年間財務課長として税務職を担当されており、税務行政に精通された方であり、また誠実な人柄から自治会長を務められるなど人望も厚く、何事にも公平・公正な判断ができる方であることから固定資産評価審査委員会委員として適任と判断し、同意を求めようとするものでございます。以上が、同意第 1 号の提案理由でございます。提案とおりが決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第 1 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。お諮りいたします。同意第 1 号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第 6 報告第 1 号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第 6 報告第 1 号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第 7 承認第 1 号 専決処分について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）

○議長（芳住革二君） 日程第 7 承認第 1 号 専決処分について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について） を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第 1 号 専決処分について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）、提案理由を申し上げます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認をいただくものであります。次のページをお開き願います。専決処分書 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 31 年 1 月 23 日付けをもって専決処分したものと

であります。次のページをお開きください。北海道市町村総合事務組合同規約の制定並びに廃止について 地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を新たに定め、従来の北海道市町村総合事務組合同規約を廃止するものであります。この度の専決処分の内容であります。北海道市町村総合事務組合は共同処理する事務が構成団体の全てに共通していなくても設置することができる複合的一部事務組合であります。複合的一部事務組合は地方自治法上市町村及び特別区にしか設置できないことと規定されており、本来加入することができない北海道が構成員となっております団体である石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合が加入していることから是正をするよう総務省から指摘・助言が行われており、適法状態への是正のため早急に規約の変更を行う必要がありますが、規約の変更には当町含めた構成町の協議及び議決が必要となることから北海道市町村総合事務組合から地方自治法第286条第1項の規定により、早急な協議及び議決について依頼がありましたが、議会を開く暇がなかったことから1月23日付けにて地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであります。なお、新たに制定をされました規約の中では北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団を組合組織から除外をしておりますが、引き続き事務処理が可能となるよう事務の受託として条文が追加をされております。また、この度の改正に併せまして江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち厚沢部町の脱退により江差町・上ノ国町学校給食組合に名称変更し、西胆振消防組合が処理をする事務の追加により西胆振行政事務組合に名称変更しております。さらに、十勝環境複合事務組合が平成30年3月1日で解散をしたため別表から削除されているものでございます。以上、承認第1号 専決処分の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り報告通り受理くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

◎日程第 8 議案第1号 新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第8 議案第1号 新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第1号 新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町職員定数条例の一部を改正する条例を、以下のとおり定めようとするものであります。職員の定数条例は、地方自治法第172条第3項において条例でこれを定めると規定をされていることを根拠として制定されており、地方公共団体が置くことができる職員の総数の限度を定めているもので、上限の職員数を超えて

職員を任用することができないとされております。教育委員会の事務部局の職員については現在39人であり、条例上限が40人であるため条例範囲内となっておりますが平成31年度において、朝日小学校複式学級の解消のため新たに職員1人の採用、認定こども園ド・レ・ミの入園児童数及び3歳未満児の増加により保育教諭2人の増員が必要となり、教育委員会の事務部局の職員が42人となる見込みであり、定数条例の上限から2人超過することとなります。さらに、超過する予定職員数2人に加えて緊急的な事務事業の発生時に職員数が条例上限を超えることのないよう3人の余裕を持たせていただき、教育委員会の事務部局の職員を5人増員し、職員定数条例第2条で定める職員定数を下記のとおり改正しようとするものであります。新旧対照表により改正内容を説明いたしますので、次のページをお開き願います。第2条 定数の表中、教育委員会の事務部局の職員40人を45人に、総数177人を182人に改めるものであります。1ページにお戻りください。附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。以上、議案第1号 新冠町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。ご審議を賜り提案とおりが決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、本案に対する採決を行います。お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号 新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第9 議案第2号 新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第2号 新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものであります。特別職のうち非常勤の者に対する報酬及び費用弁償の支給については、個別の設置条例で定めるもののほか本条例で規定をしておりますが、この度教育委員会におきまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、学校運営への必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会を平成31年度から設置することとしておりますことから本条例で規定をするものであります。これまでの学校評議員制度から移行することから条例別表の一部を改正しようとするもので

あります。新旧対照表により改正内容を説明いたしますので、次のページをお開き願います。新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 別表第2条関係の表中、区分欄の学校評議員を学校運営協議会委員に改めるものであります。1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。以上、議案第2号 新冠町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。ご審議賜り提案とおりが決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第2号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 3番武藤です。この議案は、一見あの提案だけ見れば学校評議員を学校運営協議会委員に変えるという簡単なようなものなんですけれども、先程の教育長の行政報告並びに平成31年度の予算説明資料の240ページの学校運営協議会委員運営事業、これを併せて読まなかったら全容がわからん中身になっております。それで、3点質問したいと思います。まず1点目は、この制度は前身の学校評議員制度、これが平成15年に導入されてもう15年経っております。それで、現在の時点での全国の学校でのこの運営協議会制度の導入率はいくらになっているか。教育委員会の把握してる数字を教えてくださいと思います。それから、240ページにこの対象者で地域担当教諭という表現になっておりますけれども、地域担当教諭という表現あんまり聞いたことないんですけど一般の教諭とのどういう意味があるのか。その点を伺いたいと思います。それから、先般のあの社会教育常任委員会の説明で、この制度で私一番重大な問題というのは学校評議員制度の時にはなかったんですけれども、主な役割で今回教職員の任用に関して意見を申し述べることができると、そういうふうになっております。それで、この点について教育委員会では規則に定める事項について述べるようになっておりますけれども、この内容がもう決まったのかどうか。もし決まってなければどういう方向で決まる方向なのかその点3点質問します。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） はい、お答えいたします。3点目だけ教育長の方から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。まず1点目、全国の導入の状況でございますけれども、平成30年4月1日現在の導入状況調によりますと設置校は46都道府県内で5432校で14.7%でございます。学校設置なし、いわゆる市町村での設置は18都道府県532市町村で30.5%の設置者が導入している状況でございます。北海道におきましては、設置学校数は404校20.5%で、市町村においては87市町村が導入しておりまして48.3%となっております。前年度と比べまして、学校数でいきますと1832校、平成29年ですね、比べますと1832校増えて、また設置者数では172の設置者が増えている状況でございますので、今後各学校、それから市町村でも導入

が増えている状況になるのかなというふうに考えているところでございます。それから、2番目の対象の地域担当教諭の意味でございますけれども、各学校の校務分掌におきまして担当教師等を定めております。例えば、体力向上推進委員、それから特別支援委員、道徳等その位置付けにおいて地域連携担当教室を各校に置いて選考してもらっている状況でございます。当町におきましては、学校運営協議制度の導入につきまして、各学校に学校運営協議会を設置するとともに、教育長からも説明ありましたが地域全体で学校を支援できるようコミュニティ・スクールの推進委員会を設置したいというふうに考えております。ここでの地域担当教諭は町全体で実施するこのコミュニティ・スクール推進委員会の委員として協議に参加してもらおうというような位置付けとなっております。以上です。

○議長（芳住革二君） はい、山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 3点目の学校運営協議会の役割の中に教職員の任用に関して教育委員会の方に意見を申し述べるができること、その意見を申し述べる部分の範囲については規則にということであります。ただいま総務課長の提案理由の説明の中にございましたように、法律に設置の努力義務化がされたものに関しまして市町村がこれから規則を制定をしていくと、そういう中で位置付けをさせていただく訳でありますけれども、当町のこの文言の取扱いに関する考え方について、今道教委の方に確認をしているところでありますけれども、新冠町の教育委員会の考え方についてお話を申し上げたいというふうに思います。再三ご説明申し上げさせていただいておりますけれども、コミュニティ・スクールはいわゆる学校を中心としながら地域全体で地域の子ども達を育ていこうということが最大の目的であります。子どもの育成を通じながら人づくりを通じてまちづくりに繋げるという取組み、あるいは学校の負担の軽減を図っていこうということであります。従いまして、この任用に関してという取扱い、あるいは解釈については、はっきりとさせておかなければいけないというふうに考えております。この任用に関する意見の範囲といたしましては、個々の教職員の評価をもって任用すべき、任用すべきではないというようなことを求めるものではないと。いわゆる学校全体の運営・経営の中で、例えば新冠町の場合は音楽のまちづくりを推進している、多方面にわたって音楽の指導をできる教師を望むというような学校運営上の、あるいは地域づくりの上で求められるという意見を求めたいなど。あるいは、部活動の部分での特徴化であるとかそういった部分の範囲の中で意見を求めるというようなことの中での規定をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 今答弁ありましたように、導入率が大体全国で14.7%、北海道でも20.5%。やっぱり15年導入経ってこの導入率なんですよ。結局まだその実施してない県も数件あるという中で、だから教職員や父母の中にやっぱりこの制度に対する心配というか重大な問題含んでるというそういう反映だと思うんですよ。私やっぱりそ

の一番問題は前段の評議員制度になかった教職員の任用に関して意見を申し述べるができるということなんですよね。だからこれ本当に悪用すれば、よくテレビでやってるモンスターペアレントということで、あの先生のクラブの教え方が悪いだとか、この先生が授業が悪いと。そういうのがお母さん方の間で話題になってきて、それが結局教育委員に対する圧力となって不当な人事が行われるという、この文面だけ残しておいたら可能性があるということなので、ぜひ今教育長の答弁あったようなそういうことでなくて、限定した学校運営上の必要なそういうあれで求めるということに絞って、とにかくさっき私が言ったような恐れがないようなその歯止めというか、それをしっかりとやってほしいということをお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 今ご心配、ご指摘いただいた部分のことについてはしっかりと受け止めながら対応してまいりたいと考えておりますけれども、もとより町が設置をいたしまして教育委員会が管理運営を担当させていただいているこの学校が困窮するような、あるいは教職員の皆さん方がこの制度を導入することによって過度な負担が伴うような、そういうような制度運営をしていくつもりは毛頭ございません。繰り返しになりますけれども、今ご指摘いただいた部分も十分踏まえながら運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 7番武田です。学校運営協議会についてですが、従来あった学校評議員を委員会を発展的に移行するというので、今教育長の説明にもありましたように、あまり学校運営協議会に過度な権限を持たせないようにするという考え方は賛成したいと思います。しかし、学校評議員は全く学校長に対して、学校の経営・運営に対しては意見をするという立場ではなかったと思いますが、この度の学校運営協議会はそういう学校の経営・運営に対しても何点か意見できる、もの申すことができる権利が伴ってくるというふうに思います。それで、学校評議員と学校運営協議会の、やはり担っている役割の部分の違いというものもある程度ちゃんと明確にした方がいいのではないかなというふうに私は思います。その方が学校運営協議会の役割というものが目に見えてくるのではないかなというふうに思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 2月の18日に社会文教常任委員会の方でご説明申し上げさせていただきましたけれども、現行の学校評議員制度と学校運営協議会の役割というものがこう変わるというようなことはお示しを申し上げてご説明申し上げたところでありまして、従来の評議員制度、これも学校長の学校運営に関して意見を述べることはできた訳でありますし、むしろ学校長からの諮問事項に対して答申をするというような諮問機関であったというようなことであります。学校運営協議会に移行いたしますと、これまでの学校長の学校教育目標あるいは教育計画、これらについて基本事項、基本方針について承

認を求めるいわゆる意見を申し述べていたものから学校長の学校運営に関する基本事項を承認をするというようなことに少し強まる訳であります。地域の代表の方々に承認をいただいたということは、地域の皆さん方が学校長の方針に賛同して、しっかり学校を支えて学校の運営に協力をしていくよというような責任も併せて生じてくるものであるのだというふうに思います。その新たに加えられた項目の中に教職員の任用に関するという先程武藤議員からご指摘、ご心配をいただきました内容も含まれてくるというようなことでございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第2号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

（10時59分）

（11時13分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（芳住革二君） 日程第10 議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。お手元に配付の議案第3号資料で説明をさせていただきますのでご覧ください。災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、この度地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、同法の施行令であります災害弔慰金の支給等に関する法律施行令についても一部改正が併せて行われております。この度の条例改正につきましては、上記の法律及び法律施行令を根拠として制定をしております当町の災害弔慰金の支給等に関する条例につきまして、法改正の主旨であります災害援護資金の貸付に係る運用を改善し、被災者支援の強化を図ることを目的の一部改正を行おうとするもので、改正内容につきましては下記のとおりとなります。まず、条例第14条の災害援護資金の貸付利率の改正であります、現行年3%

を、改正後年3%を上限として町長が定める利率に改め、貸付利率の軽減を図るものでありますが、現在当町におきましては法律で定められた3%の利率を否定しているところでありまして、償還期限内に償還した額の利子相当額につきましては被災された方の負担が軽減されるよう新冠町災害援護資金利子補給規則によって利子額を全額補給する制度を設けておりまして、実質的には無利子となっているものであります。この度の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正によりまして、年3%と定められていた災害援護資金の貸付利率が年3%以内で条例で定める利率とされたことによりまして、市町村において条例改正により貸付利率を引き下げることが可能となりましたことから、災害弔慰金等の支給等に関する条例の一部を改正する条例によりまして災害援護資金の貸付利率を3%以内で町長が定める率に改正し、利子相当額につきましては当町の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則におきまして貸付利率を無利子とする規定を行おうとするものであります。なお、新冠町災害援護資金利子補給規則につきましては不要となりますことから廃止する予定でございます。裏面をご覧ください。この条例改正によりまして、災害援護資金の償還時における利子相当額の経済負担が軽減され、償還利子につきましては利子補給の制度から無利子とすることによりまして利子補給の申請に係る書類手続きが不要となるため、被災された方の負担が軽減を図られるということとなります。次に、条例第15条の災害援護資金の償還等に係る手続きの変更についてであります。まず、償還方法の拡充であります。現行年賦償還、半年賦償還であったものを改正後年賦償還、半年賦償還に月賦償還を追加するものであります。次に、連帯保証人の要件の緩和であります。現行連帯保証人の必置義務ありを改正後連帯保証人の必置義務をなしとするものであります。この度の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正によりまして、被災者の災害援護資金の円滑な償還が可能となるよう被災者が選択できる災害援護資金の償還方法に月賦償還による償還方法が追加されたことを受けまして、条例改正によって償還方法に月賦償還を追加する改正を行うものであります。また、被災等によって連帯保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付を受けられるよう災害援護資金の貸付条件の一つであります連帯保証人の必置義務を撤廃する改正が行われたことを受けまして、条例改正により保証人の規定を削除する改正を行うものであります。連帯保証人の規定につきましては、施行令による必置義務は廃止されましたが、引き続き連帯保証人を必要とするかどうかは市町村の判断に委ねられることとされておりまして、当町といたしましては債権回収の観点から原則として連帯保証人を必要と規定し、災害などの事情によって連帯保証人を立てることが不可能な場合などにおきましては特に町長が認める場合として連帯保証人を立てないことも可能とするよう災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則を改正する予定となっております。なお、附則といたしまして、この条例につきましては平成31年4月1日から施行するものであります。以上が、議案第3号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案とおりの決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第3号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号 新冠町健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例
の制定について

○議長（芳住革二君） 日程第11 議案第4号 新冠町健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例の制定について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保険福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第4号 新冠町健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。新冠町健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例を別紙のとおり定めようとするものでございます。本条例は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画及び食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画で、計画の策定及び見直し、並びに計画の進行管理に係る委員会の設置条例を定めるものでございます。それでは、条例内容をご説明いたしますので、次のページをお開きください。新冠町健康増進・食育推進計画策定委員会設置条例 第1条でございますが、設置の法的根拠を規定してございます。健康増進法及び食育基本法に基づく市町村計画に関する事項を協議するため委員会を設置すること。第2条では、委員会の協議事項を規定しております。1点目、計画の策定及び見直し。2点目、計画の進行管理。3点目、その他必要事項について。第3条では、委員の人数と選考対象を規定しております。委員の人数は15名以内で、学識経験、医療・保険・教育関係者、団体代表者等、その他町長が必要と認めた者の中から町長が委嘱いたします。第4条では、委員の任期を規定しております。任期を3年とするものです。補欠委員の任期は前任者の在任期間とし、再任を認めるものです。第5条では、選任方法等について規定しております。委員長は互選とし、副委員長は委員長の指名としております。委員長は委員会を代表し、会議を総理する。副委員長は委員長を補佐し、また委員長の職務を代理する。次のページをお開きください。第6条では、会議の招集方法及び採決について規定しております。招集は委員長が行い、会議の議長を務めます。会議の開催要件は委員の過半数の出席とし、議事の採決は出席委員の過半数、同数の場合は委員長が決すること。第7条では、専門部会の設置を規定しております。第8条では、関係職員の会議への出席を規定しております。必要に応じて委員長が出席を求めるものです。第9条、報酬及び費用弁償。別表に規定しておりますが、区分 健康増進・食育推進計画策定委員会の委員 報酬額日額6400円。旅費の額 車賃

1キロにつき20円。日当 町外2000円。宿泊料 町外8000円、町内4700円とするものでございます。第10条では、規則委任を規定しております。この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めます。附則でございますが、条例の施行日でございますが、平成31年4月1日とするものでございます。以上が、議案第4号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第4号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。3点についてお伺いをいたします。第3条の組織で、委員15名以内をもってというふうになってございますけども、何名の方を予定しているのか。また、第2号においてですね、教育関係者は入っております。食育推進の関係から、第3号の各種団体の中に農林漁業関係者や食品関連の事業者も入っているのかどうか。2点目、第7条の専門部会ですけども、これを置くことができるというふうに規定してありますが、何の部会を想定をされているのか。最後3点目ですけども、ちょっと条例制定とは関係がございませんが、計画期間は何年を予定しているのか。この3点についてお伺いをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保険福祉課長（鷹嘴寧君） まず1点目の委員の人数でございますが、15名以内としてございますが現在のところ13名程度と考えてございます。それから団体等の関係でございますが、農林漁業団体ということで現在農業、漁業団体から、それから女性団体、青年団体、それから老人等ということでそれらの団体から委員に委嘱したいと考えてございます。それから専門部会でございますが、専門部会は規則委任ということで現在のところ健康増進部会、それから食育推進部会と、この2部会を考えてございます。それから最後に計画の期間でございますが、計画の期間は平成32年度から41年の10年間を考えてございます。以上です。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 3番武藤です。これの策定に関わる業務委託料はいくら予定してんですか。

○議長（芳住革二君） 武藤議員、当初予算の方で掲げてるそうでございますけど、そちらの方で審議お願いいたしたいと思います。ほかにありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第4号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号 平成30年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第12 議案第5号 平成30年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第5号 平成30年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。次のページをお開き下さい。平成30年度新冠町一般会計補正予算、この度は第4回目の補正となります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4944万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、52億3439万4000円にしようとするものであります。この度の補正の主な内容であります。歳出におきましては新ひだか町との医療連携負担金減額に伴う国保診療所会計繰出金の減額、新冠温泉施設指定管理料の増額、健診受診者数の増加に伴う健康診査委託料の増額、介護給付費の増に伴う日高中部広域連合負担金の増額、燃料及び光熱費単価の上昇に伴う日高中部衛生施設組合負担金の増額、町道除雪業務委託料の増額のほか、歳入にありましては普通交付税の減額に伴う歳入予算の減額等であります。地方債の補正がありますので、5ページをお開き願います。

第2表 地方債の補正 変更であります。上から小規模林道地域整備事業は、緑資源幹線平取・えりも線の土砂崩れ箇所の復旧に係る過疎債で、限度額1590万円を変更後230万円減の1360万円に変更しようとするもので、北海道の地域づくり総合交付金の交付額の増額によるものであります。橋梁長寿命化事業は、社会資本整備総合交付金事業により年次計画で実施をしております橋梁の補修等に係る辺地債及び過疎債で、限度額2340万円を変更後790万円減の1550万円に変更しようとするもので、国の予算配分の減によるものであります。スクールバス購入事業は、老朽化に伴う更新に係る過疎債で、限度額210万円を変更後20万円減の190万円に変更しようとするもので、入札執行に伴う減額です。小規模治山事業は、里平富居地先小規模治山事業に係る一般単独事業債で、限度額1070万円を変更後70万円減の1000万円に変更しようとするもので、入札執行に伴う減額です。畑地帯総合整備（単独営農用水）事業は、道営事業による芽呂水道利用組合の導水管及び排水管の管路新設に係る辺地債で、限度額5280万円を変更後80万円減の4480万円に変更しようとするもので、事業費の確定に伴う減額であります。農道保全対策事業は、道道平取静内線から芽呂沢太陽線までの道路の舗装面のヒビ割れや、路肩の沈下等を道営事業で改良工事を行うための実施調査設計及び用地確定測量に係る辺地債で、限度額720万円を変更後60万円減の660万円に変更しようとするもので、事業費の確定に伴う減額であります。新型全国瞬時警報システム受信機購入事業は、Jアラート新型受信機の導入に係る緊急防災・減災事業債で、限度額500万円を変更後120万円減の380万円にしようとするもので入札執行に伴う減額であります。公有林整備事業は、古岸地区カラマツ植採及び若園・古岸地区下刈りに係る公有林整備事業債で、限度額410万円を変更後70万円減の340万円に変更しようとするもので、入札執行及び事業面積の減少に伴う減額であります。臨時財政対策債は、地方交付税財源の

不足額を確保するために国に代わり町が発行する起債で、限度額1億3100万円を変更後177万円減の1億2923万円にしようとするもので、交付額の減額によるものがあります。なお、いずれの事業も起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。次に、事項別明細書の歳出から説明をいたしますので、14ページをお開き願います。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 124万円の追加。8節 報償費 270万円の追加は、ふるさと納税特典購入費で寄付額の増加に伴い特典購入費を増額するもので、寄付額につきましては1800万円を見込んでおります。12節 役務費 46万円の減、14節 使用料及び賃借料 100万円の減は、実績見込みによる執行残の減額であります。4目 町有林造成管理費 154万3000円の減は、町有林森林整備事業における古岸地区カラマツ植栽及び、若園・古岸地区下刈りに係る工事請負費で、入札執行及び事業面積の減少に伴う減額であります。5目 企画費 125万7000円の追加。定住移住促進住宅取得奨励金 100万円の追加は、当初14戸の見込みのところ4戸増の18戸が見込まれることから増額するもの。中古住宅取得物件リフォーム補助金 50万円の追加は、個人が居住用のために取得した中古住宅の改修費の2分の1、50万円を限度に補助するもので、第4回定例会において2件分を追加し7件分を措置したところですが、今回さらに1軒分50万円を追加するものであります。定住・移住促進住宅取得資金利子補給金 24万3000円の減は、事業確定に伴う執行残の減額です。10目 減債基金費 1304万3000円の追加は、条例の規定に基づき町有林売払い収入の2分の1を減債基金に積立てるもの。11目 ふるさとづくり基金費 853万円の追加は、ふるさと納税増額分800万円及び1法人、1個人からのふるさとづくり指定寄附金53万円をふるさとづくり基金に積立てるもの。5項 統計調査費 1目 指定統計調査費 2000円の追加は、交付金交付額の決定に伴う増額であります。15ページに移ります。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 85万5000円の減。13節 委託料 60万5000円の減は、新冠町子ども発達支援センター業務委託料で決算見込みによる執行残ですが、主に職員の残業時間の減及び震災の影響による研修の未開催等によるものであります。19節 負担金補助及び交付金 25万円の減は、社会福祉協議会補助金で、今年度介護保険システムを更新したことにより保守委託料が不要となったもの。2目 老人福祉費 82万4000円の減。13節 委託料 41万2000円の減。移送サービス事業委託料 25万6000円の追加は、社会福祉協議会に委託している事業で移送サービス車輛の燃料費高騰及び修繕料の増加に伴い委託料を増額するもの。高齢者等生活援助事業委託料 66万8000円の減は、社会福祉協議会に委託しているホームヘルパー派遣事業において介護収入が増収見込みとなった上、事業経費が減額となる見込みであることから委託料を減額するもの。19節 負担金補助及び交付金 342万3000円の追加は、介護給付費の増加に伴う増額。28節 繰出金 383万5000円の減は、介護サービス特別会計で説明いたします。4目 地域包括支援センター費 22万6000円の減。介護予防サービス計画費

委託料は、要支援者で在宅福祉サービスを利用する者に対し、個々の状態に合わせたサービス計画の策定を委託するもので、町内及び新ひだか町、日高町の居宅介護支援事業所6か所に委託しているものでありますが、介護度が重度化する方が増加し、委託件数が減となったことによるものであります。5目 老人福祉施設費 14万7000円の減は、11節 需用費 で、光熱水費 41万1000円の減は、新冠老人憩の家に係る水道料で、実績見込みにより減額となるもの。燃料費 26万4000円の追加は、高齢者共同生活施設あいあい荘に係る暖房用灯油単価高騰による増額。2項 児童福祉費 1目 児童措置費 304万円の減。19節 負担金補助及び交付金 50万円の減は、子ども誕生祝い金で、当初40人分を見込んでおりましたが、出生数の減により5名分を減額するものであります。20節 扶助費 254万円の減は、児童手当の支給対象者の減少に伴う減額。2目 児童福祉施設費 31万9000円の追加は、子育て支援センターに係るタイルカーペットの購入に係る消耗品費で、来年度認定こども園の2歳児の入園が多く見込まれることから、子育て支援センターと2歳児保育室との入れ替えにより必要となるものであります。16ページに移ります。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 42万8000円の減は、不妊治療費助成金で申請件数の減によるもの。2目 予防費 106万4000円の追加。13節 委託料 139万5000円の追加。妊婦検診委託料 97万9000円の減は、受診人数の減によるもの。健康診査委託料 112万9000円の追加、婦人検査委託料 155万2000円の追加は、受診者数の増加に伴う増額であります。予防接種委託料 30万7000円の減は、接種人数の減に伴う減額。19節 負担金補助及び交付金 33万1000円の減は、妊婦検診交通費助成金で受診人数の減及び新ひだか町立静内病院受診者の増加による減額であります。3目 環境衛生費 154万3000円の減。15節 工事請負費 16万2000円の減。18節 備品購入費 5万2000円の減は、いずれも事業費確定に伴う入札等執行残。19節 負担金補助及び交付金 132万9000円の減。合併処理浄化槽設置整備事業補助金 82万9000円の減は、浄化槽設置基数の減によるもので、当初7基分を見込んでおりましたが決算見込み6基となるもの。危険空家等除却補助金 50万円の減は、除却件数の減によるもので当初4件を見込んでおりましたが、決算見込み3件となるもの。4目 診療所費 4332万7000円の減は、診療所特別会計で説明をいたします。17ページに移ります。2項 清掃費 1目 清掃総務費 439万6000円の追加。13節 委託料 32万3000円の減。市街地家庭ごみ収集運搬業務委託料 4万7000円の減及び 地区家庭ごみ収集運搬業務委託料 27万6000円の減は、事業費確定に伴う執行残。19節 負担金補助及び交付金 471万9000円の追加は、日高中部衛生施設組合負担金で、燃料及び光熱費単価高騰による増額。3項 水道費 1目 地区水道費 17万1000円の減は、事業確定に伴う入札執行残であります。18ページに移ります。5款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費 18万7000円の減は、農地情報公開システム区画情報更新委託料で、今後美宇地区での水道事業や日高自動車道の延伸等により農地の文筆が多数見込まれることから、毎年更新していた本事業

を取りやめ、今後数年経過後に機構集積支援事業による補助金を活用し、最新のものに更新することから今年度計上分を減額するもの。2目 農業総務費 615万5000円の減。8節 報償費 71万5000円の減、12節 役務費 1万6000円の減、14節 使用料及び賃借料 3万6000円の減、19節 負担金補助及び交付金 の 農業支援員活動補助金 15万2000円の減は、いずれも本年1月に新規就農したことにより解職となった農業支援員の活動費に係る減額。19節 負担金補助及び交付金 538万8000円の減。多面的機能支払事業補助金 45万6000円の減は、補助対象となる農用地面積の減少に伴う減額。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 8万7000円の減は、補助割当額の減による減額。地域担い手育成総合支援協議会補助金 15万1000円の減は、実績見込による執行残の減額。農業次世代人材投資資金 454万2000円の減は、交付対象者の所得制限等により減額となったものであります。3目 農業振興費 975万9000円の減。15節 工事請負費 92万4000円の減は、事業費確定に伴う執行残の減額。19節 負担金補助及び交付金 883万5000円の減。畑地帯総合整備（単独営農用水）事業負担金 829万5000円の減は、事業費の確定に伴う減額ですが、当初導水管及び配水管工事6200メートルの予定が導水管113メートル、配水管5196メートルとなったことによるもの。農道保全対策事業負担金 54万円の減は、事業費確定に伴う道の入札執行残によるものであります。4目 畜産業費 28万7000円の減。11節 需用費 4万円の減は、ホッカイドウ競馬協賛レース副賞品購入費の執行残。19節 負担金補助及び交付金 24万7000円の減。黒毛和種繁殖雌牛導入事業補助金 50万円の減は、素牛価格の高騰により導入頭数が減少したもので、当初8頭の見込みが3頭と見込まれることによる減額。受精卵移植事業補助金 4万4000円の減は、当初対比採卵1頭の増、移植15頭の減によるもの。軽種馬販売促進事業補助金 7万4000円の減は、写真や動画の持ち込みにより撮影経費が減額となった事による減額。軽種馬市場上場促進事業補助金 47万円の減は、第4回定例会において頭数増を見込み増額補正いたしましたが、補助対象外の馬が含まれており、1歳馬が14頭、2歳馬が1頭がそれぞれ減となったことから減額するものであります。新冠町和牛育種推進協議会補助金 84万1000円の追加は、和牛センターにおける今年度の出荷牛は受入れ時点での素牛価格が高かったことから、売却額では経営安定化等貸付金を下回り補助対象となる牛が多く、補助金が不足することから増額するものであります。19ページに移ります。2項 林業費 1目 林業振興費 10万9000円の減は、森林経営計画に基づき日高中部森林組合が受託により実施する事業に対する民有林振興対策事業補助金で、植栽及び野ネズミ駆除に係る事業量の減による減額。2目 林道費 補正額はありませんが、緑資源幹線林道平取・えりも線道路改良工事に対する道の地域づくり総合交付金の増額に伴う財源調整であります。3目 治山費 33万5000円の減は、里平富居地先小規模治山工事の事業費の確定に伴う執行残の減額です。4目 森林公園費 33万2000円の減額は、森林公園管理作業委託料で入札執行残であります。6款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費 28万9000円の減は、商工会

に対する補助金で事業費確定に伴う執行残の減額です。2目 観光費 795万6000円の追加は、13節 委託料 で、出会いと憩のセンター管理委託料 11万6000円の減は、入札執行残。新冠温泉施設指定管理料 1005万円の追加は、入浴部門に係る収支の差額分を追加するもの。調査設計等業務委託料 197万8000円の減は、ホロシリ乗馬クラブの移転に伴う業務委託ですが、契約締結に伴う執行残であります。20ページに移ります。7款 土木費 1項 道路橋梁費 2目 道路維持費 202万7000円の追加。11節 需用費 30万円の追加は、新冠市街地線神社下踏切と国道の区間に設置してあるロードヒーティングに係る電気料の不足が生じることから増額するもの。13節 委託料 172万7000円の追加は、除雪業務委託料に不足が生じることから総額するもの。3目 道路新設改良費 1680万9000円の減。13節 委託料 258万5000円の減は、いずれも事業確定に伴う入札執行残であります。15節 工事請負費 1422万4000円の減は、交付金内示額の減額及び事業確定に伴う入札執行残であります。2項 河川費 1目 河川総務費 補正額はありませんが、財源内訳においてセブ川砂防工事区域内の立木売払い収入を特定財源化するものであります。3項 住宅費 2目 住宅建設費 補正額はありませんが、財源内訳において公営住宅家賃減免事業に係る社会資本整備総合交付金の交付額の減により一般財源を増額するものであります。21ページに移ります。8款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費 158万9000円の減は、日高中部消防組合本部及び新冠支署に係る負担金で、いずれも事業費確定に伴う執行残です。2目 災害対策費 108万3000円の減は、新型全国瞬時警報システムJアラート受信機購入に係る入札執行残であります。9款 教育費 1項 教育総務費 4目 児童生徒輸送費 41万円の減は、スクールバス購入に係る入札執行残であります。2項 小学校費 2目 教育振興費 16万7000円の減は、20節 扶助費 で、いずれも支給対象者が当初予定を下回ったことによる減額であります。22ページに移ります。3項 中学校費 2目 教育振興費 14万1000円の追加は、20節 扶助費 で、いずれも支給対象者が当初予定を上回ったことによる増額であります。4項 認定こども園費 1目 認定こども園費 49万5000円の追加。11節 需用費 21万7000円の追加は、消耗品費で破損等により不足が生じている給食用食器を新年度に向け補充するもの及びタイルカーペットを更新するものであります。18節 備品購入費 27万8000円の追加は、ステンレス折りたたみワゴン2台の購入費で、給食配膳車の不足に伴い新年度用に追加するもの。10款 災害復旧費 2項 農林業施設災害復旧費 1目 過年度発生災害復旧費 30万円の減は、昨年3月に発生した大雨及び融雪により被害を受けた農地及び農道等の復旧に係る町単独の小規模農地災害復旧事業補助金で、7件に対する補助金を措置しておりましたが、1件の事業の取り下げがあったことから減額するものであります。

次に、歳入について説明をいたしますので、8ページをお開き願います。9款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税 4331万2000円の減は、普通交付税の決定に伴う減額で、普通交付税総額は前年度対比4.0%減の23億4968万8000円とな

っております。11款 分担金及び負担金 1項 負担金 2目 教育費負担金 378万7000円の追加は、認定こども園ド・レ・ミに係る保育料で、入園児数の増加に伴う増額。

13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 212万9000円の減は、児童手当国庫負担金で支給対象者の減少に伴う減額であります。2目 衛生費国庫負担金 9万5000円の追加は、感染症予防事業費等国庫負担金でがん検診の普及啓発に係るソフト事業に対し交付されるもので、補助対象経費の増加により増額されるものであります。

9ページに移ります。2項 国庫補助金 2目 民生費国庫補助金 178万円の追加は、障がい児・障がい者における日常生活用具給付事業他4事業に対する地域生活支援事業費等補助金で、国の最終内示額により増額となったもの。3目 衛生費国庫補助金 11万8000円の減は、合併処理浄化槽設置に対する循環型社会形成推進交付金で、設置基数の減少に伴う減額です。4目 土木費国庫補助金 1200万2000円の減。1節 道路橋梁費国庫補助金 1181万6000円の減は、橋梁長寿命化等に係る防災・安全社会資本整備総合交付金で、事業費確定に伴う減額。2節 住宅費国庫補助金 18万6000円の減は、公営住宅家賃減免事業に係る社会資本整備総合交付金で、所得減少分が補助対象外となったことによる減額。5目 教育費国庫補助金 11万8000円の減。1節 小学校費国庫補助金 1万5000円の減は、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金支給対象者の減によるもの。2節 中学校費国庫補助金 1万1000円の追加は、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金支給対象者の増によるもの。3節 教育総務費国庫補助金 11万4000円の減は、スクールバスの購入に係るへきち児童生徒援助費補助金で、入札執行減に伴う減額。

14款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金 25万6000円の減は、児童手当道負担金で支給対象者の減少に伴う減額であります。10ページに移ります。2項 道補助金 1目 総務費道補助金 82万3000円の減は、古岸地区カラマツ植栽及び若園・古岸地区下刈りに係る民有林造林事業費補助金で、入札執行及び事業面積の減に伴う減額です。2目 民生費道補助金 86万7000円の追加。1節 社会福祉費道補助金 50万円の追加は、福祉灯油支給事業に係る地域づくり総合交付金の交付決定によるもの。2節 児童福祉費道補助金 36万7000円の追加は、平成29年度から北海道の独自施策として実施されている3歳未満児に対する第2子以降の保育料を無償化するもので、対象児童の増加による増額であります。4目 農林水産業費道補助金 28万3000円の減。1節 農業費道補助金 545万1000円の減。多面的機能支払事業補助金 82万2000円の減は、補助対象となる農用地面積の減少に伴う減額。経営所得安定対策推進事業補助金 8万7000円の減は、補助金割当額の減によるもの。農業次世代人材投資事業道補助金 454万2000円の減は、交付対象者の所得制限等により減額となったもの。2節 林業費道補助金 516万8000円の追加。未来につなぐ森づくり推進事業補助金 7万2000円の減は、民有林振興対策事業補助金に対する補助金で、事業量の減少による減額。小規模治山事業補助金 15万7000円の減は、里平富居地先小規模治山工事の入札執行残に伴う減額であります。地域づくり総合交付金（エゾシカ緊急対策事

業) 90万円の追加は、エゾシカの残滓処理に対する補助金が交付されるものであります。鳥獣被害防止総合対策事業補助金 12万1000円の追加は、クマ・シカ・アライグマの駆除に対する補助単価の増に伴う増額。地域づくり総合交付金(小規模林道地域整備事業) 437万6000円の追加は、緑資源幹線林道平取・えりも線道路改良工事に対する道の地域づくり総合交付金で、事業費及び補助率の増に伴う増額。3項 道委託金 1目 総務費道委託金 2000円の追加は、指定統計調査費交付金の確定による増。11ページに移ります。15款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入 9万円の減は、本年1月に解職となった農業支援員に係る住宅貸付収入の減額。2項 財産売払収入 1目 物品売払収入 1601万7000円の追加。セブ川砂防工事区域内立木売払収入 108万9000円は、道が実施主体の砂防工事に伴う天然林1708本分の立木売払い収入であります。立木売払収入 1492万8000円は、町有林の間伐材・立木の売払い収入で、事業確定に伴い増額するもの。16款 寄附金 1項 寄附金 2目 指定寄附金 853万円の追加は、ふるさと納税増額分800万円及び1法人、1個人からのふるさとづくり指定寄附金53万円で、ふるさとづくり基金に積立てるものであります。12ページに移ります。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 300万円の追加は、1法人から医療事業へと特定寄付のあった300万円を国保診療所会計繰出金に充当するものであります。3目 財政調整基金繰入金 14万4000円の減は、財源調整のため基金へ繰り戻すものであります。19款 諸収入 4項 雑入 5目 雑入 87万8000円の減。健康診査一部負担金 50万円の減は、健診車輛の故障により脳MRI検査の実施が不可能となったことによる減額。新冠町子ども発達支援センター構成町負担金 86万9000円の減は、事業委託料の減少に加え日高町利用児童が減少していることから日高町の負担金を減額するもの。介護予防サービス計画費 21万6000円の減は、介護度が重度化する方が増加し、委託件数が減となったことによるもの。後期高齢者医療広域連合補助金 70万7000円の追加は、寿入浴事業に対し後期高齢者広域連合が実施する補助事業の対象となるもので、前年度同額を見込んでおります。13ページに移ります。20款 町債 1項 町債 2目 農林水産業債 から 6目 臨時財政対策債 までは、5ページ 第2表 地方債 でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上、議案第5号 平成30年度新冠町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。ご審議を賜わり原案通り承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長(芳住革二君) 提案理由の説明が終わりました。昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(11時55分)

(13時00分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより、本案に対する質疑を行います。発言は、歳出は項ごとに、歳入はページごと一括質疑で行いますので、内容を取りまとめ簡潔に行うようお願いいたします。なお、質疑は歳出から行いますので、14ページをお開きください。14ページ。2款 総務費 1項 総務管理費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。5項 統計調査費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、15ページ。3款 民生費 1項 社会福祉費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。2項 児童福祉費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、16ページ。4款 衛生費 1項 保健衛生費 ありませんか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。13節 委託料 についてお伺いいたします。この中の健康診査委託料が112万9000円と大幅な伸びが示されておりますけれども、これは鼻腔からの内視鏡検査の機器を取り入れたというようなことも関係しているのではないかと、それをまず1点と、それからこれによって国が求める健康診査の受診率の向上に相当の貢献をしたのではないかと思いますけど、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保険福祉課長（鷹嘴寧君） お答えいたします。1点目の健康診査委託料に含む胃カメラの関係でございますが、歳出の予算におきまして胃カメラの分というのは病院の収入になるものですから、影響はしておりません。今回の委託料の補正の主な原因といたしましては、平成30年度から検診負担金の無料化というのを行っております。この影響が主なものということでございまして、この112万9000円は胃、肺、大腸がんの検診に係る費用の補正になっております。内訳でございますが、胃がんにつきましては当初380人を見込んでおりましたが474人、プラス94人の見込みで率にいたしますと予算対比124%。それから肺におきましては、410人を見込んでおりましたが529人、プラス119人、129%のアップ。それから、大腸がん検診につきましては460人を見込んでおりましたが523人の見込み、プラス63人、率にいたしますと114%アップということで合計112万9000円の補正をいたしております。それから国が求める率のアップには貢献しているというふうに考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 数字をちょっとよく把握してなかったんですけど、国が求めている受診率というのは何%で、それにどれくらいまで達しているかのことについてお伺いしたいと。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保険福祉課長（鷹嘴寧君） ちょっと今資料を持ち合わせてございませんので、後程回答させていただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） ほかにございませんか。（なしの声あり）ないようですので、17

ページ。2項 清掃費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、同ページ。3項 水道費 ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、18ページ。5款 農林水産業費 1項 農業費 ありませんか。はい、竹中議員。

○10番(竹中進一君) 10番竹中です。4点ございますけれども、それぞれ1点ずつ3回の質問でよろしいでしょうか。それでは、13節 委託料 のことについてお伺いいたします。この農業情報公開システムの更新委託料がここに掲載されておりますけれども、減額なんですけどこれは新しく導くという衛星の運用によって当町もGISがそれに対応していくようなことのできることにするに関する予算でよろしいでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、本間農業委員会局長。

○農業委員会局長(本間浩之君) はい、お答えいたします。今回の補正はですね、議員が言われたようにGISに関係するような予算ではなくてですね、うちのシステムの中に入っている図面に関わる委託費ということになってございますので。

○議長(芳住革二君) はい、竹中議員。

○10番(竹中進一君) はい、それはわかりました。それでは19節の畑地帯総合整備、これは芽呂の水道事業のことだというふうに伺いましたけれども、今年度より水道の敷設替ということが本格的に始まっておりますけれども、見ておりますと大変冬期間の工事で業者も大変苦勞しているようですし、また非効率な工事がなされているように思いますけれども、また来年度も引き続き行われると思いますけれども、もう少し時期的に早い時期に効率的な作業を進めるような方向にはならないでしょうか。

○議長(芳住革二君) はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) はい、お答えいたします。これは今道営事業で水道の芽呂地区をやっております。本年度から本格的に5キロ弱の水道工事をやっております、今年も7月から2月一杯くらいまで実際やっております。今回はですね、今年に関しては5キロ弱の延長もありまして施工期間も長くなっているという状況もございます。ただ、道営事業なので一応予定6月、7月の発注ということになっておりますが、今後その辺は振興局とも協議はしますが早期という発注もですね、北海道の計画もございまして一応内部的には協議はしたいと思っております。また、今年度につきましても距離は短いんですが、12月一杯で31年事業終わるということで、予定は一応6月、7月ということで聞いております。その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長(芳住革二君) はい、竹中議員。

○10番(竹中進一君) 同じく19節の道路保全対策事業負担金、これは芽呂の道路だと思んですけども、これに関する地域からの要望も大変多くてですね、毎年修理に相当のお金をかけてきたということを考えますと、この事業の推進というのは大変地域にとっても町にとっても有効ではないかというふうに思う訳ですけれども、いろいろと改善していただきたい点等も種々ございますけれども、もう既に事業も固まりつつあるところだと思っておりますので、そのことについては大部分についてはあまり言いませんけれども、ただ

この道路の入り口の道道からその道路に入る口がY字型ということになっておりまして大変見通しも悪く、少しの改良でTの字型にできるとおもうんですね。ですから少なくともその点だけはなんとか改良をお願いできないかということです。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい、お答えします。前議会の時にご質問があったと思うんですが、今回これも道営事業でやっていただいております。この事業に関しましては、現道の道路の機能を生かしながら必要な拡幅だとか路盤、舗装の改修をして排水を入れてくという事業でございまして、あくまでも現況法線が基準となります。議員がおっしゃった交差点の改良につきましても、先般と同じことを答弁することになりますが一応現状の法線の改修はこの事業では計画されてないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 19節の軽種馬市場上場促進事業のことについてお伺いいたします。昨年度までは1頭あたり最高5万円ということで60日以上預託した場合には補助制度ございましたけれども、今年度3万円と2万円減額されました。減額の率も大変大きく、農家にとって5万円であったものが大変ありがたい政策だった訳ですけども、いきなり2万円下がって3万円になったっていうことは中々厳しい軽種馬の経営の中からもちょっと厳しい状況ではないかなと思いますし、また軽種馬協会が行ってありました今まで1頭10万円の最高限度の補助額も7万円に下げられているような状況の中で、何とかこれをいきなり5万円から3万円ということでなくて、もう少し緩和できるような方向に持っていけなかったのかということと、それからふるさと納税も1800万円増加ということでございますけれども、事前の説明ではふるさと納税の中の強い馬づくりの部門についてもこの事業に充てることになる訳ですけども、それに到底及んでいないということでございますけれども、今回の1800万の中で強い馬づくりに該当する寄附額はいくらだったのかのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 1点目は私の方からお答えさせていただきます。この軽種馬市場上場促進事業補助金でございますが、平成30年度の予算から制度を改正させていただきました。その中で、この事業は日高軽種馬農協の方の事業に併せて町が上乘せ補助をするという形で進めてきてございますが、平成27年度に軽種馬農協の方の制度が改正されたんですが、町はそのままにしていたということもあって、この事業が30年度から新たにまた延長されたというタイミングで制度を変えさせていただきました。その際、改正前28年度、29年度の2箇年間ではございましたが、30日以上50日未満で2万5000円、50日以上で5万円という補助単価にしてございましたが、30年度からは1歳馬は30日以上で3万円、2歳馬は60日以上で5万円という改正でございます。1歳馬を50日以上預託された方につきましては補助金下がるという面もございますが、一方

では30日以上の方についてはそれ以前の単価を5000円アップして3万円にいたしました。また、これは短い預託期間で売却できれば補助金はアップになりますし、平成27年度まで設定していた単価、50日以上と同額の3万円という設定もさせていただきましたので、こういう配慮をした中での制度設計をしたいということで平成30年の確か1月の全員協議会の中で提案説明をさせていただきましたし、30年度予算委員会の中でも同じような内容で説明をした中で議決をいただいた内容でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 今一般の中小の牧場が市場に出場するには、なかなか30日間では出場できる状況にはなくてコンサイナーの人達も大変努力されて、やっぱり30日ではなくて60日くらいかけないと今の市場に出せるような状況にまで調教はなかなか進んでいかないというようなことを勘案しますと、その5万円から3万円に下がったという認識が生産者の中には大変大きいです。ですから、何とかこれを元に戻すのは難しいかもしれませんが、いきなり3万円ではなくて、もう少し緩和できるような方向でお考えをすることはできないか。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） おっしゃる通り現状については十分理解はさせていただいております。ただ、30年度の新年度予算の議決の中で、審議の中でこの問題については十分議論された上での議決だったと思っておりますので、それをすぐにですね改正するということについてはいかがなものかということと、今行っている制度そのものの運用を何とか変えていただきたいということであれば、それはまた協議検討することは可能かと思っておりますけれども、単価そのものを今すぐにですね、また変えるということにはなかなか難しい問題があるのかなというふうに思っております。

○議長（芳住革二君） では2点目の答弁をお願いします。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 今回のふるさと納税、1800万円の収入を見込んでおりますけれども、この今年度の収入を目的別に現在仕分けはしてございません。平成29年度の収入を30年度の事業に振り分けた時に、軽種馬市場上場促進事業については539万5000円、これを充当してございますけれども、30年度現在1800万円を見込んでいる収入の目的別な内訳については、現在集計中でありまして保留させていただきます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、堤議員。

○8番（堤俊昭君） 同じ項目になりますけれども、この47万円の減額ということですが、補助金の申請はあったと、申請はあったけれども何らかの理由で補助対象外となりますよということの47万円減少ということだというふうに思うんですけれども、その対象外となった理由と言うんでしょうか事情と言うんでしょうか、その辺りについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 12月定例会の中で増額補正をさせていただきましたが、その際には軽種馬農協からの速報値ということで、中身についての精査はなってごさいませんでした。その後、資料が届きまして中身を精査したところですね、欠場されているのが9頭、それから予算の予備として見ていたのが3頭ございましたのでそれが減額、それから重複していたのが3頭ございましたので、これらの部分で15頭の減があったということでごさいます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、19ページ。2項 林業費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。6款 商工費 1項 商工費 ありませんか。須崎議員。

○1番（須崎栄子君） 1番須崎です。13節の委託料、新冠温泉施設指定管理料の100万5千円の増額分なんですけれども、これは単に入浴分の収支差額分なのか。それとも、割引券を発行していると思うんですけれども、それが影響してるものなんでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） こちらの指定管理料につきましては、26年から実施させていただいておりますが温泉の入浴部門の赤字分ということで、主には重油高騰が影響しているということで26年度から町として支援しているものでございまして、入浴部門につきましては町民の保養施設という設置条例がございまして、そういった観点でこの管理委託料という部分で支援しているものでございまして、入浴の割引券が影響してるんではないかという部分でございまして、若干ですね、算出の中にそういった部分は、見込める部分はあるんですけれどもほんのわずかな金額ということで、主には赤字分ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、20ページ。7款 土木費 1項 道路橋梁費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、同ページ。2項 河川費 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、答弁保留につき休憩いたします。

○議長（芳住革二君） それでは会議を再開いたします。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 先程竹中議員からご質問のありました、がん検診の国の求める率と、それに係る部分について回答いたします。胃がん、肺がん、大腸がんの国の目標値につきましては50%以上となっております。それに対しまして、当町の29年度と、それからこの30年度の見込みということでございまして、胃がん検診につきましては12.5%から今年度13.1%見込み、プラス0.6%。肺がん検診につきましては、29年度10.1%から30年度14.6%、プラス4.5%。大腸がん検診につきましては、11.5%から14.5%、プラス3%を見込んでおります。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 付け加えまして、この検診につきましては町の集団検診、

それから委託、医療機関に委託しております個別健診のデータでございますので、この他に一般企業にお勤めの方は事業主検診という中で、人間ドック等でこのがん検診を受けておられる方がいらっしゃいますが、その数値については反映されておられませんので、それらを含めると50%いくのかもしれないということでございます。

○議長（芳住革二君） 竹中議員よろしいですか。（はいの声あり）はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 大変失礼いたしました。先程ふるさと納税の今年度の収入の1800万円、その内の目的別ということでありますけれども、現在強い馬づくりに対しては425万1000円、これを予定してございますけれども、これをそれぞれの事業として分けた時に軽種馬市場上場については700万円程の財源をつぎ込んでおりますけれどもこの寄附額では十分賄いきれない、その分一般財源をつぎ込んでいるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（芳住革二君） このことについてよろしいですか。（はいの声あり）では、21ページ。8款 消防費 1項 消防費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。9款 教育費 1項 教育総務費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。2項 小学校費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、22ページ。3項 中学校費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。4項 認定こども園費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、同ページ。10款 災害復旧費 2項 農林業施設災害復旧費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、8ページへお戻りください。歳入に入ります。質疑はページごと一括して行います。8ページ。9款 地方交付税 11款 分担金及び負担金 13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。地方交付税ですけども、今回交付税が当初予算より大幅に減額になっております。昨年の第4回定例会において、特別交付税の大幅な減額の要因についてはですね、国保診療所のベッド数の算定方法に変更があったということでした。このほかに減額になった要因って何かあるんでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 地方交付税、普通交付税の今回の減額でございますけれども、提案説明の際にも申し上げておりますけれども、地方交付税については税収の増、あるいは公債費の減額、そういったことの影響によって地方交付税が減額されるということが特に顕著に見られているのが数年であります。昨年度は特別枠、これについては撤廃をされたということで減額されておりますし、今年度につきましては昨年度の地方財政計画の中で1.1%の減ということが全国的にうたわれてございまして、それらも加味しながら当初予算を組んでおりましたけれども、実質的には4%の減というようなことで非常に減額率が大きかったなというふうに思っておりますけれども、この細かな算定については全国的な傾向ということもございまして地方財政計画にうたわれていた減額率よりも多く減額されたということで、個々の要因については詳しくわからないのが実態であるというふ

うに思っております。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） これだけ減額されるとですね、今年度の財政運営にも大分苦慮されたことと思いますけども、残すところあと1カ月を切ってしまいました。今後も含め、どのようなですね歳出の削減だとか、対応されたのかお聞きをしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 今年度、交付税この減額がございましたので、今回の補正予算についてもどういふ財源の調整をするかということでも苦慮しておりますけれども、今回につきましては国保診療所の繰出金、これが4000万円程減ったという要因がございましたので、その部分で細かな経費を削減するには至らなかったかなというふうに思っておりますけれども、仮にそれがなかったとすると細かな需要費の燃料費やら消耗品、そういった細かな経費を全部を積み上げて落としていくということで財源調整を図る必要があったかなというふうには思っておりますけれども、今回国保診療所繰出金の方が減額となっておりますので、その分で多少なりとも予算を組むことができたかなというふうに思っています。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 今年の1月以降ですね、当然それは今わかった部分だと思いますけれども、職員に対して歳出の削減だとかという方法については全職員には周知されてやられたんですか。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 今回の特別交付税が減額になったということも含めて、庁内会議の中で各課長さんにはお話をしておりますして、その分厳しい財政状況になりますので3月の補正予算に向かつては補正予算、これについては厳しく見ていきたいので執行状況の方のチェック、確認をお願いしたいということをお願いしてまいりました。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、10ページ。2項 道補助金 3項 道委託金 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、11ページ。15款 財産収入 1項 財産運用収入 2項 財産売払収入 16款 寄付金 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、12ページ。17款 繰入金 19款 諸収入 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、13ページ。20款 町債 ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、歳入・歳出全般にわたって、質疑ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第5号について、採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第13 議案第6号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第6号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開き下さい。今回の補正は4回目でございます。平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2592万2000円とするものでございます。今回の補正は、国保診療所へ対する調整交付金の増額補正となっております。平成30年度の特別調整交付金で、施設設備の導入及び救急患者受入体制支援交付金の補正が主な理由でございます。最初に歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。8款 諸支出金 4項 繰出金 1目 直営診療施設勘定繰出金 375万円の追加でございます。国保診療所特別会計への繰出金で、内視鏡機器導入に係る交付金として162万円、救急患者受入体制支援分として85万9000円、僻地診療所運営費分として127万1000円、それぞれ交付金の申請額に基づく補正でございます。次に、歳入の説明をいたしますので、5ページをお開きください。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 保険給付費等交付金 375万円の追加で、国保診療所に対する特別調整交付金の増額分でございます。以上が、議案第6号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第6号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第14 議案第7号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第7号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開き下さい。今回は2回目の補正でございます。平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものであります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ257万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7732万8000円とするものでございます。今回の補正は、後期高齢者医療保険料の補正となっております。それでは、補正内容を歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。2款 1項 1目 後期高齢者医療広域連合納付金 257万円の追加でございますが、保険料負担金で広域連合からの通知によるものでございます。続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款 1項 後期高齢者医療保険料 1目 特別徴収保険料 225万9000円の減額。1節 現年度特別徴収保険料の減額で、広域連合からの通知によるもの。2目 普通徴収保険料 482万9000円の追加。1節 現年度普通徴収保険料 481万9000円は、広域連合からの通知によるもの。2節 滞納繰越分普通徴収保険料 1万円は、平成29年度滞納繰越分1件の収入によるもの。以上が、議案第7号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第7号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第15 議案第8号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 議案第8号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について、説明申し上げます。1ページをお開きください。平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、この度の補正は4回目となります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1025万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3732万4000円としようとするものでございます。この度の補正は、入所者の退所に伴い新たな入所者の決定までに時間を要し空床日数が増え、また入院者の増加並びに入院期間の長期化により空床日数が増加したことにより稼働率が低下し、収入の減額となったもの。また、募集していた臨時介護員並びに代替介護員の採用がなかったことによる人件費等の減額。デイサービスセンター利用者が増加したことにより、指定管理料が当初より減額となったものでございます。事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開きくだ

さい。3歳出 1款 総務費 1項 一般管理費 1目 施設介護サービス事業費 727万3000円の減。4節 共済費 76万3000円、7節 賃金 609万8000円の減は、当初採用予定の臨時介護員並びに代替介護員の採用がなかったことによる社会保険料及び賃金の減。11節 需用費 41万2000円の減は、空床日数の増加に伴う賄い材料費の減。3目 通所介護事業費 298万3000円の減は、13節 委託料 で、デイサービスセンターの利用者が当初計画を上回ったことにより、町から支出する指定管理料を減額するものでございます。次きまして、歳入について説明申し上げますので、5ページをお開きください。2歳入 1款 サービス収入 1項 介護給付費収入 1目 施設介護サービス費収入 292万4000円の減は、老人ホーム入所者サービス費収入で、8月以降複数の退所者が続いたことにより、新たな入所者の調査・面談等に時間を要し、円滑な入所ができなかったこと、また入所者の入院により、入院期間が長期化したことにより空床日数が増え、稼働率の低下に繋がったことによるもの。2項 自己負担金収入 1目 自己負担金収入 72万6000円の減は、空床日数の増加に伴う稼働率の低下により減額するもの。3項 特定介護サービス費収入 1目 施設特定介護サービス費収入 269万円の減は、恵寿荘入所者への食費・居住費に係る補足給付費で、稼働率の低下により減額するもの。2款 繰入金 1項 1目 1節 とともに 一般会計繰入金 で、383万5000円の減は、臨時介護員、代替介護員の賃金の減並びにデイサービスセンターの指定管理料の減額による一般会計からの繰入を減額するもの。6ページをお開きください。4款 諸収入 1項 1目 1節 とともに 雑入 8万1000円の減は、施設入所者日常生活費負担金9万1000円、入所者貴重品管理費負担金2万4000円の減。退所者及び入院者の増加により稼働率が低下したことによるもの。施設入所者送迎費負担金3万4000円の増は、町外の医療機関受診の際の送迎費で、町外の医療機関受診者が増加したことにより増額となったものでございます。以上が、議案第8号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案通りご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 2番椎名です。この介護施設サービス収入の減ということで、入所者が減ってっていうか入ってない人が何人かおられるとのこと。今の状況、何床ぐらいいが空いているのか。

○議長（芳住革二君） はい、山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 3月1日現在でございますけれども、本体棟が50名定員のところ44名、増床棟が20名定員のところ18名、合計62名、70床に対しまして62名の入所となっております、現在8床が空床となっております。以上です。

○議長（芳住革二君） はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 8床空いてるってことで、入りたい人っていうか申し込んでる人

がね、かなりいると思うんですけども、待機者がね。その人達には随時、何ていうの募集
っていうかそういうのかけているかどうか。

○議長（芳住革二君） はい、山谷老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（山谷貴君） 介護支援専門員を通じてですね、入所申請のあった方
に対する面談ですとか、看護師を伴って面談を行ったりして、入所に向けて準備は進めてい
ます。打診をするんですけども、なかなかタイミングが悪くというかですね、なかなか
こちらからの打診に対してスムーズに入所がいかないとか、そういうことの繰り返しによ
りなかなかスムーズに入所が進まないという現状がございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、これに
て質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許
可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第8号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のと
おり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第8号
は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会 計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第16 議案第9号 平成30年度新冠町立国民健康保険診
療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。杉山診療
所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第9号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所
事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。
平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算、今回は第3回目の補正
となります。第1条 歳入歳出予算の補正 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ
れ2341万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3890万1000円にし
ようとするものであります。この度の補正の主な内容は、歳入については入院収益・外来
収益・健診収入のそれぞれの増額、一般会計繰入金の減額等であります。歳出については、
医療連携負担金の減額及び備品購入、工事請負費の入札執行残の減額補正であります。詳
細については、後ほど説明いたします。第2条 債務負担行為の補正 第3条 地方債の補正
がありますので、最初に3ページをお開き願います。第2表 債務負担行為補正 1 変更 で
す。血液検査等に使用する多機能小型自動分析装置借上料の限度額が本年10月予定の消
費税増税に伴い、今後における債務負担行為に変更が生じる見込みであることから、変更
前限度額551万円に7万円の消費税増税見込分を追加し、変更後限度額558万円に補
正しようとするものであります。次に4ページをご覧ください。第3表 地方債補正 1 変
更 です。起債の目的 診療所設備整備事業 内視鏡関連備品一式の購入事業であります
が、補正前の起債借入限度額を1780万円と見込んでおりましたが、国民健康保険調整交付

金がようやく確定見込みとなったことから、入札執行残及び調整交付金見込額を合わせて170万円を差し引いた金額に限度額を変更するものであります。補正後の限度額1610万円。その他、起債の方法・利率及び償還の方法は変更ありません。それでは、第1条の歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書歳出より説明いたしますので9ページをお開き下さい。1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費 2329万2000円の減額。15節 工事請負費 9万7000円の減は、診療所施設前の駐車場簡易舗装工事を実施しましたが、その際の入札執行残の減額補正です。19節 負担金補助及び交付金 2319万5000円の減額。新ひだか町との医療連携負担金の減額です。平成29年度分の概算支払いに対する精算につきましては、180万1000円の還付となりました。その他、今回平成30年度分の概算支払いを合わせて支出しなければなりません。入院病床再開前の昨年4月から7月までの4カ月相当分として988万6000円が平成30年度分の概算支出額となります。前年度分の精算分の還付180万1000円と平成30年度分の概算支払い分988万6000円の両方を相殺して808万5000円が本年度の医療連携負担金の支出確定額となりますので、当初予算額の3128万円から本年度の支出確定額を差し引いた残額の2319万5000円を減額するものです。なお、ただ今説明しましたとおり、今回の医療連携負担金の中に入院病床を再開した本年度分の概算支払分も含めて支出いたしますので、来年度平成31年度の精算をもちまして、新ひだか町との医療連携負担金については全ての精算を終えることとなります。2款 1項 1目 ともに 医業費 予算の金額補正は生じませんが、財源内訳を補正するものです。特定財源欄の国庫支出金の72万円の減は、電源立地地域対策交付金の収入減額に伴う補正額です。財源内訳欄のその他のプラス2093万8000円は、入院・外来・健診・国保会計繰入金等の収入増加分です。一般財源欄の2021万8000円の減は、特定財源の増加に伴う調整減額です。2目 施設費 18節 備品購入費 11万8000円の減額。内視鏡関連備品一式の備品購入に係る入札執行残の減額補正であります。次に、歳入の説明をいたしますので、7ページをお開き下さい。1款 診療収入 1項 診療収入 1目 診療等収入 868万2000円の追加。この科目は外来収入となります。主な理由といたしまして、外来患者数の増加もございしますが、1人あたりの診療単価を上げる努力に対する一定の効果が表れたものと考えております。一例といたしまして、患者さんへのサービス向上を目的として一部血液検査スピードを上げ、それに対する診療報酬の加算算定が可能となりましたので、それらの結果、収入増に至るといった方策であります。2目 健診等収入 310万7000円の追加。会社等健康診断をはじめ、全体的な受入れ者数の拡大を図ったことから、収入決算見込額が当初予算を大きく上回るため増額補正をするものであります。なお、現在も随時受入れをしており、正確な人数等は示せませんが、健康診断については前年度対比220名以上の増加となります。また、インフルエンザワクチンの接種料につきましても、国のワクチン製造抑制による入荷制限が厳しい中、何度も医薬品卸売業者に頼み込み、ワクチン接種者数も大きく伸ばした結果も増収に繋がっております。3目 入院収益 510万円の追加。病床再開の入院収入予算額を検討するにあたり、以前診療所において入院

病床を通年で稼働しておりました直近の平成26年度の状況を参考に入院患者数や収益額を見込みましたが、本年度の入院患者数や入院単価が見込額より増えたものであります。当初8月の病床再開月は1日平均5名、9月以降は1日平均11名の入院患者数を見込んでおりました。実績といたしまして、8月は6.4名、9月以降は12.4名となりましたので、増収となる見込み相当額を追加補正するものです。3款 道支出金 1項 道補助金 1目 道補助金 72万円の減額。医療職スタッフの人件費に充当している電源立地地域対策交付金の内訳のうち、電力移設検討交付金相当分という配分額が減額となったものであります。5款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 4332万円の減額。今回の補正により歳入の増額補正、歳出の減額補正による差額分を一般会計繰入金より減額補正するものであります。2目 国保会計繰入金 375万円の追加。大きく3つの交付金の繰入となりますが、1点目、国民健康保険調整交付金のメニューの中にあります直営診療施設整備分として、昨年4月に購入しました内視鏡関連備品一式に対し、同年9月に事前協議書を提出しており今月に交付決定見込みの段階であります。一連の決定スケジュールが年末に集中していることから、当初予算計上が難しい国民健康保険調整交付金及び関連道補助金について、それぞれ交付される見込みになったことから年度末になりましたが162万円を新たに追加するものです。次に、2点目の国民健康保険特別調整交付金のメニューの中にありますへき地診療所運営費交付金であります。新冠町国民健康保険の直営診療施設の運営費として、医師の確保に要した費用及び救急患者受入れ体制に対して交付されるものであります。すでに病床再開にあたり平成30年第2回定例会で予算議決をいただいて4004万4000円に対しまして、確定見込額が4131万5000円となる見込みでありますので、127万1000円の追加補正をするものです。増額理由といたしましては、その時点で見込んでおりました入院患者数よりも実績が多くなったことが要因であります。最後に、国民健康保険特別調整交付金のメニューの中にあります救急患者受入体制支援事業として、医師等の確保、いわゆる週末の出張応援医師に要した費用に対する交付金であります。当初予算では見込んでおりませんでしたので、85万9000円を新たに追加するものです。以上3点の合計、375万円を追加補正するものです。次のページをお開きください。6款 1項 1目 とともに 繰越金 139万9000円の追加。平成29年度の繰越金確定額のうち、平成30年第4回定例会で一部繰越金の繰り入れを議決していただいておりますが、今回残り分の繰越金残額を補正するものです。7款 諸収入 1項 雑入 1目 雑入 29万9000円の追加。主な理由といたしましては、入院病床の再開に合わせて、入院患者さんが入院期間中に必要となる身の周りの日用雑貨品を用意するにあたり、希望者だけになります。専門業者と契約していただき、診療所に一時保管している紙おむつ・フェイスタオル・ハブラシなどその他多数を定額の契約を結んでいけば、使い放題使用することができる体制を現在整えております。それらの保管管理費等の手数料を業者より施設で得ることになりますので、その分を追加補正するものです。8款 町債 1項 町債 1目 施設設備整備債 170万円の減額。国民健康保険調整交付金の交付

確定や備品入札執行減による起債借入額が変更になったものであります。以上が、議案第9号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝岡君） 3番武藤です。私最終日、12日ですか。意見書、消費税増税を断念するというので意見書出しておりますけれども、今回これについては当日もいろいろ意見されると思いますけれども、多くの国民の間からもうとにかく反対の声もありますし、国会の動き見ても決まるという、まだいろんな流動的なあれが予想されます。そういう中で、見込みでとにかくやるということについては基本的に私は反対ということで表明したいと思います。

○議長（芳住革二君） 武藤議員、議案第9号の部分でそれで反対なんですか。これ30年度の補正予算なんですけれども。歳入の見込みのあれですか。賛成討論の発言を許可いたします。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） これは国の政策でそのように進めていることですので、町としてもそのような措置を取るのはいくらでも思っていますので賛成いたします。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。反対討論ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第9号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発委第1号 新冠町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○議長（芳住革二君） 日程第17 発委第1号 新冠町議会傍聴規則の一部を改正する規則について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。堤議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（堤俊昭君） 発委第1号 新冠町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。新冠町議会傍聴規則を次のように改正しようとするものでございます。この度の改正は、規則に規定する傍聴受付の根拠規則である標準町村議会傍聴規則の改正に基づくものでございます。それでは、改正内容についてお手元に配付しました提案書2枚目の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。第4条 傍聴の手続きにおいて、第1項及び第2項中受付簿を受付票に改めるものです。このことによって、これまで傍聴の際には傍聴人受付簿に氏名、住所等を記載していましたが、改正後は傍聴人受付票に氏名、住所等を記載し、備え付けの受付箱に投函することとなり、個人情報の保護をより厳格に行うことができるものです。前

のページにお戻りください。附則として、この規則は平成31年4月1日から施行するものでございます。以上が、発委第1号の提案理由でございます。ご審議賜り、提案理由のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発委第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、発委第1号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

（散会 14：07）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員